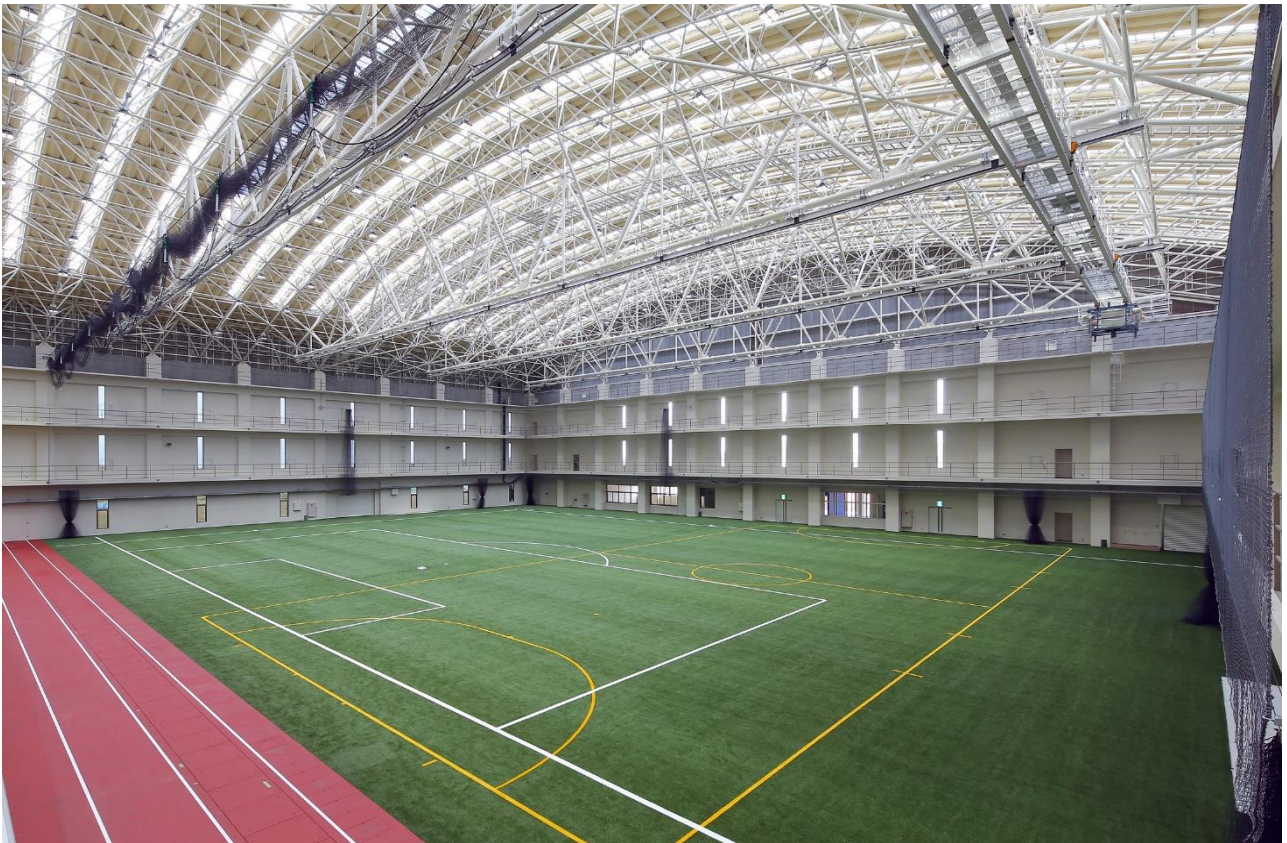


財務諸表等の解説



SPORTECスポーツパフォーマンス研究センターアリーナ

鹿屋体育大学経営戦略課会計室予算決算係

目次

はじめに	- - - - -	1
Ⅰ 官庁会計と国立大学法人会計の比較	- - - - -	2
Ⅱ 財務諸表作成の意義・体系	- - - - -	3
Ⅲ 財務諸表		
1 貸借対照表	- - - - -	4
2 損益計算書	- - - - -	6
3 純資産変動計算書	- - - - -	7
4 キャッシュ・フロー計算書	- - - - -	8
5 利益の処分又は損失の処理に関する書類	- - - - -	9
6 注記	- - - - -	10
7 附属明細書	- - - - -	11
Ⅳ 財務諸表の添付書類		
1 決算報告書	- - - - -	12
2 事業報告書	- - - - -	13
Ⅴ 会計監査人の監査報告書	- - - - -	14
Ⅵ 監事の監査報告書	- - - - -	15

はじめに

国立大学法人が作成する財務諸表は、国立大学法人法の定めに基づき大学の特性を反映して作成するもので、「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」、「利益の処分又は損失の処理に関する書類」などにより構成されています。

国立大学法人は、毎事業年度の財政状態及び運営状況を明らかにするため、これらの財務諸表を作成し、国民その他の利害関係者に対して公表する義務を負っています。

この解説は、本学の財務諸表をご理解いただくことを目的に、できるだけ簡潔に記載することに重点をおいておりますので、詳細な情報につきましては、「財務レポート」及び「財務諸表」、「事業報告書」等をご覧ください。

I 官庁会計と国立大学法人会計の比較

国立大学法人会計の意義は、国立大学法人がどのように財政状態や運営状況を国民や社会に対して説明し、事業の効率化や評価に役立てるかということです。

国立大学法人会計は、一般に公正妥当と認められた企業会計原則に基づいていますが、国立大学法人の公共的性格等や教育・研究といった特性を考慮して、必要な修正が加えられた国立大学法人会計基準に基づき実施されています。

国立大学法人会計の財務諸表は、官報や大学のウェブサイトで公表しており、国立大学法人の費用と財源の対比や費用と成果の対比を示しています。

区分	官庁会計 (国立学校特別会計)	国立大学法人の会計
主目的	予算とその執行状況を開示	財政状態、運営状況の開示
利害関係者	国民、主務官庁	国民、文部科学省 等
記帳形式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義	発生主義
決算書類	・歳入歳出決算書 ・歳入決算報告書 ・歳出決算報告書 等	【財務諸表】 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・純資産変動計算書 ・利益の処分及び損失の処理に関する書類 ・キャッシュ・フロー計算書 ・附属明細書 ・注記 【財務諸表の添付書類】 ・事業報告書 ・決算報告書（予算の区分に従い作成）
開示の方法	毎年1回財務状況を公開	官報公告、法人のウェブサイト等で公表
その他	・自己収入は国庫納付する ・国から配分された予算の範囲内で使用	・自己収入は大学運営に充てる ・予算以上に決算（結果）を重視し、結果に基づく評価等を行う

発生主義とは

国立大学法人の事業運営により発生したすべての費用及び収益は、それが発生した期間に正しく計上する必要があり、このような処理を発生主義といいます。

なお、発生主義による発生とは、取引の発生事実に基づき収益及び費用を認識することであり、現金の収支をとまなう取引か否かは問題ではありません。

II 財務諸表作成の意義・体系

財務諸表作成の意義

国立大学法人の財務諸表は、国立大学法人が国民その他の利害関係者に対して、財政状態や運営状況に関する説明責任を果たすとともに、自己の状況を客観的に把握するために、作成し公表することの重要性を示すものです。

財務諸表の体系

国立大学法人が作成する財務諸表は、「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」、「利益の処分又は損失の処理に関する書類」、「注記」及び「附属明細書」などで構成されています。

財務諸表等	記載事項等
貸借対照表	国立大学法人の財政状態を明らかにするため、当該事業年度の期末日（3月31日）におけるすべての資産、負債及び資本の状態を表しています。
損益計算書	国立大学法人の運営状況を明らかにするため、当該事業年度の（4月1日～3月31日）に発生した、教育・研究等実施のために費やした経費と収入の状況を表しています。
純資産変動計算書	国立大学法人の貸借対照表に計上している純資産の部について、当該年度中でどのように変動したかを表しています。
キャッシュ・フロー計算書	国立大学法人の当該事業年度における資金の流れを、業務活動、投資活動、財務活動の活動区分ごとに表しています。
利益の処分又は損失の処理に関する書類	国立大学法人の業務運営の結果生じた利益（又は損失）を、翌事業年度にどのように引き継ぐか、その内訳を表しています。
注記	国立大学法人の財務諸表作成に当り、採用した会計方針及び手続きの方法、決算時まで発生した重要な後発事象等を表しています。
附属明細書	国立大学法人の貸借対照表、損益計算書等を補足するためのものです。

III 財務諸表

1 貸借対照表 [3月31日時点の財政状態]

本学の主要財産は、土地、建物、工具器具備品などの有形固定資産で構成され、これらは法人設立時に国から出資された資産の時価評価額で、資本金（政府出資金）にも計上されています。また、運営費交付金については、国から負託された法人の運営資金であるため、受入れ時には債務とみなし負債計上しています。

利益剰余金のうち目的積立金については、前年度未処分利益のうち文部科学大臣から経営努力認定を受けた額となっています。

科目	科目の説明
資産の部	
有形固定資産	
土地	国から承継した土地
建物	実験研究棟、附属図書館、体育館、武道館等の建物及び建物に附属する設備
構築物	門、堀、建物に附属しない水道・ガス設備等
工具器具備品	耐用年数1年以上で、1個（組）の取得価額が50万円以上の物品
図書	教育・研究に使用する書籍等
無形固定資産	
特許権等	特許権、ソフトウェア等
流動資産	
現金及び預金	大学運営に必要な現金及び預金
未収金	入学料・授業料の未徴収分等
その他資産	上記以外の資産
負債の部	
固定負債	
長期繰延補助金等	補助金等により固定資産（償却資産）を取得した際の勘定科目
流動負債	
未払金	1年以内に支払い義務が生じる未払金
その他負債	運営費交付金未使用相当額、リース債務等
純資産の部	
資本金（政府出資金）	国から出資された土地、建物等
資本剰余金	施設費、目的積立金で取得した固定資産相当額
利益剰余金	
目的積立金	経営努力認定された利益

貸借対照表の配列方式

国立大学法人の貸借対照表の標準様式は、国立大学法人会計基準（以下「会計基準」という。）で定められており、本学の貸借対照表についても、会計基準に準じて、勘定科目を上から順に借方科目である資産、貸方科目である負債、資本を配列する報告式で作成しています。

勘定科目の配列

国立大学法人の貸借対照表は、主要な財産が土地、建物等の固定資産で構成され、これらが国（納税者）から国立大学法人に負託された経済資源の基礎を構成するため、勘定科目を固定から流動の順に記載する固定性配列法により作成しています。

資産とは

資産とは、国立大学法人が所有する財産の総称です。土地、建物及び建物に附属する冷暖房・照明・給排水・ガス設備、教育研究に使用する物品などの工具器具備品、図書などを有形固定資産として分類しています。また、研究実施で生じた発明による特許権、業務運営に必要なソフトウェアや現金・預金などを無形固定資産に分類しています。

なお、固定資産は、時間の経過とともに価値が減少することを考慮し、その減少分を使用期間に応じて、減価償却を行っています。

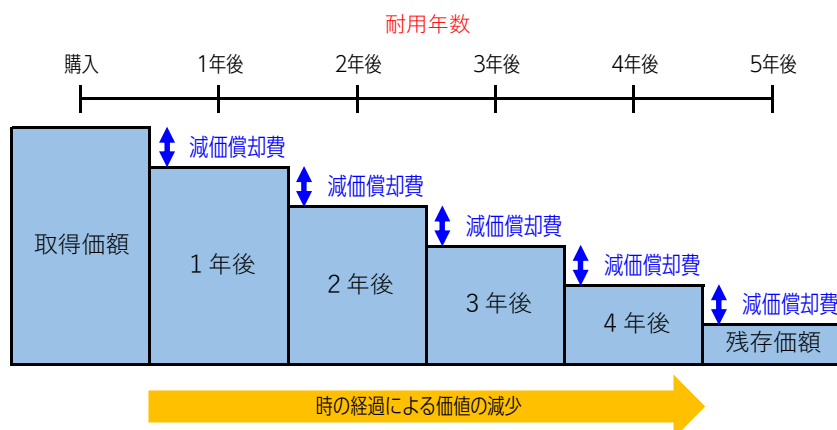
負債とは

負債とは、国立大学法人が債権者に対して支払う義務のことです。1年以上返済期限があるもの、複数年のリース契約により物件を分割払いで購入した長期リース債務、将来解体の義務が生じる有形固定資産の除去に係る見積額である資産除去債務などを固定負債として分類しています。また、1年以内に返済しなければならない購入した物品や提供された役務に対する対価としての未払金、リース物件の未払分である短期リース債務、施設費・科学研究費補助金等の預り金などは流動負債に分類しています。

純資産とは

純資産とは、資産から負債を差引いた正味の資産のことです。国立大学法人の純資産としては、国から承継した政府出資金（資本金）、目的積立金や運営費交付金で非償却資産を取得した際に計上する資本剰余金、特定の目的のために積立てた目的積立金、法人が当期に得た利益のうち充当先が決められていない当期末処分利益などの利益剰余金などがあります。

減価償却（定額法）のイメージ



※取得日を基準に、耐用年数5年の固定資産を定額法で減価償却した場合を図示しています。また、減価償却後の資産の残存価額は、国立大学法人会計基準の定めに基づき1円となります。

2 損益計算書 [4月1日～3月31日の運営状態]

経常費用は、国立大学法人の運営のために要した教育・研究等経費並びに人件費、施設設備の維持管理費等の一般管理費を表示しています。

経常収益は、国立大学法人の運営財源として国から負託された運営費交付金、入学金及び授業料等の学生納付金、寄附金、受託・共同研究その他の外部資金を表示しています。

科目	科目の説明
経常費用	
業務費	
教育経費	学生等の教育の実施に要した費用
研究経費	研究の推進に要した費用（科学研究費補助事業は除く）
教育研究支援経費	教育の実施及び研究の推進を支援するため要した費用
一般管理費	大学の管理運営業務に要した費用
財務費用	支払利息
その他経常費用	上記以外に支出した費用
経常収益	
運営費交付金収益	運営費交付金債務のうち当期の収益相当額
授業料収益	授業料として収納した額
入学金収益	入学金として収納した額
雑益	財産を貸付けた際の使用料等
その他経常収益	上記以外の収入
臨時損失	固定資産の除却など経常的に発生しない臨時の損失
臨時利益	固定資産の売却など経常的に発生しない臨時の利益
目的積立金取崩額	業務実施のため目的積立金から支出した額
当期総利益	当該年度決算に係る会計の結果生じた利益

費用とは

国立大学法人の費用とは、教育・研究活動の実施及び物品の購入やサービスの享受又はその他の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらす経済的便益の減少をいいます。また、損益計算書の費用の表示における業務費及び一般管理費を区別する基準については、「会計基準」及び「会計基準注解」に関する実務指針を参考に、本学が定めた業務費及び一般管理費の区分別計上基準により分類しています。

収益とは

国立大学法人の収益とは、教育・研究活動の実施及び財貨の引渡し又はその他の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらす経済的便益の増加をいいます。

3 純資産変動計算書

純資産とは、資産から負債を差し引いたもので、本学の自己資本を表しています。純資産変動計算書では、本学の経営資源としての純資産の活用状況について、これらの項目がどのように変動したかを期首残高と期末残高の差額で示しています。

国立大学法人の財務諸表の中で最も新しく、令和4事業年度決算から作成が義務付けられた財務諸表です。

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金						Ⅲ 利益剰余金						純資産合計
	政府 出資金	資本金 合計	資本 剰余金	減価 償却 相当 累計 額 (△)	減損 損失 相当 累計 額 (△)	利息 費用 相当 累計 額 (△)	除売却 差額 相当 累計 額 (△)	資本 剰余金 合計	前中 期目 繰越 繰立金	教育 研究 環境 整備 繰立金	積立 金	当期 未処 分利 益(又 は当 期未 処理 損失)	うち 当期 純利 益(又 は当 期純 損失)	利益 剰余金 (又は 繰越欠 損金) 合計	
当期期首残高			当期の期首（4月1日時点）残高												
当期変動額															
Ⅰ 資本金の当期変動額															
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額															
固定資産の取得															
固定資産の除売却															
減価償却															
時の経過による資産除去債務の増加															
Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額															
(1) 利益の処分又は損失の処理															
積立金への振替															
前中期目標期間からの繰越し															
国庫納付金の納付															
(2) その他															
当期純利益(又は当期純損失)															
前中期目標期間繰越繰立金取崩額															
当期変動額合計															
当期末残高			当期の期末（3月31日時点）の残高												

① 当期期首残高については、当該事業年度開始時（4月1日）における項目ごとの残高を表示しています。

② 当期変動額については、概ね貸借対照表における表示の順序により、期中の増減額を表示しています。

③ 純資産変動計算書の各項目の当期末残高は、当該年度の貸借対照表の資本金、資本剰余金、利益剰余金の項目ごとの数値と一致しています。

4 キャッシュ・フロー計算書

業務活動による主な収入は、運営費交付金、授業料等であり、主な支出については、人件費及び教育研究経費となっています。

投資活動としては、当該年度において有形固定資産を取得するために要した費用を表示しています。

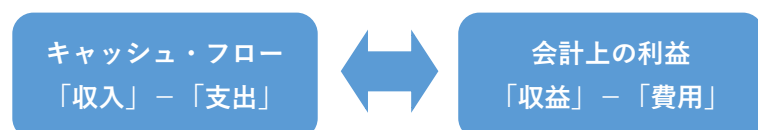
財務活動としては、当該年度に支出したリース資産に係る費用を表示しています。

科目	科目の説明
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー 原材料、商品又はサービスの購入による支出 人件費支出 その他の業務支出 運営費交付金収入 学生納付金収入 受託研究等収入 その他の収入 国庫納付金の支払額	教育・研究・教育研究支援及び管理運営に要した資金の支出及び教育・研究の実施並びに大学運営に係る資金収入の流れ
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー 定期預金の預入による支出 定期預金の払戻による収入 固定資産の取得による支出 施設費による収入 利息及び配当金の受取額	資金の運用及び固定資産の取得に要した資金の流れ
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー リース債務の返済による支出 利息の支払額	賃貸借による資産の当期返済資金の流れ
Ⅳ 資金に係る換算差額	外貨建て資金の円換算時の差額
Ⅴ 資金増加額	当期の資金増加額
Ⅵ 資金期首残高	当期の4月1日時点の資金
Ⅶ 資金期末残高	当期の3月31日時点の資金

キャッシュ・フローとは

キャッシュ・フローとは、会計期間における「お金の出入り」を集計したものです。

損益計算書が当期に発生した費用及び収益を表しているのに対して、キャッシュ・フロー計算書は、費用及び収益という概念から離れて、現金の受け払いの事実の全てを認識するものであるため、会計方針の影響を受けません。



5 利益の処分又は損失の処理に関する書類

当該事業年度の損益計算において生じた利益（又は損失）を翌事業年度にどのように引き継ぐか、その内訳を示したもので、当期末処分利益のうち経費節減や自己収入増加など、経営努力により生じた利益については、文部科学大臣から認定された「目的積立金」として中期計画に定めた業務を実施するため、翌年度以降に使用することができます。

その他の利益については、「積立金」として計上し、会計処理上の損失補填のみに使用することができます。

利益の処分に関する書類（案）			
I	当期末処分利益		XXX,XXX,XXX
	当期総利益	XXX,XXX,XXX	
II	利益処分類		
	積立金	XXX,XXX,XXX	
	国立大学法人法第35条において準用する 独立行政法人通則法第44条第3項により 文部科学大臣の承認を受けようとする額		
	教育研究環境整備積立金	<u>XXX,XXX,XXX</u>	<u>XXX,XXX,XXX</u> <u>XXX,XXX,XXX</u>

当期末処分利益とは

当期末処分利益は、当期総利益から繰越欠損金を差引いた額です。本学は、前期からの繰越欠損金がないため、当期総利益は当期末処分利益と同額となります。

教育研究環境整備積立金とは

教育研究環境整備積立金は、国立大学法人の経営努力により生じた利益として 文部科学大臣へ申請し承認された積立金で、次年度以降の運営資金として中期計画の使途に従い使用することができます。

また、積立金は国立大学法人会計固有の会計処理などにより生じた額で、翌年度以降の会計処理上の損失補填のみに使用することができます。

6 注記

注記とは、国立大学法人の財務諸表は、国民にとってわかりやすい形で会計情報を開示するものでなければならないため、国立大学法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計方針及び手続き方法並びに決算時までに発生した重要な後発事象等について、国立大学法人の会計情報を適切に開示するものです。

国立大学法人会計基準の定めに則り、本学の状況を適切に開示するために必要な以下の会計情報について公表しています。

☐重要な会計方針

☐会計方針の変更

- (1) 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
- (2) 減価償却の会計処理方法
- (3) 賞与引当金及び見積額の計上基準
- (4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
- (5) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (6) リース取引の会計処理
- (7) 消費税等の会計処理
- (8) 財務諸表の表示単位
- (9) 表示方法の変更

☐貸借対照表関係

☐損益計算書関係

☐純資産変動計算書関係

☐キャッシュ・フロー計算書関係

☐国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

☐金融商品の時価等に関する事項

☐賃貸等不動産の時価等に関する事項

☐資産除去債務

☐会計上の見積りに関する事項

☐減損会計関係

☐退職給付関係

☐重要な債務負担行為

☐重要な後発事象

7 附属明細書

附属明細書は、財務諸表の数値内容を補足するため、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補う詳細情報を開示するもので、当該事業年度における資産、業務費及び一般管理費、人件費等の明細について表示しています。

国立大学法人会計基準の定めに則り、以下の26項目の会計情報を公表しています。

1. 固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細
2. たな卸資産の明細
3. 無償使用国有財産等の明細
4. P F I の明細
5. 有価証券の明細
6. 引当特定資産の明細
7. 出資金の明細
8. 長期貸付金の明細
9. 借入金の明細
10. 国立大学法人等債の明細
11. 引当金の明細
12. 資産除去債務の明細
13. 保証債務の明細
14. 目的積立金の取崩しの明細
15. 業務費及び一般管理費の明細
16. 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
17. 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細
18. 役員及び教職員の給与の明細
19. 開示すべきセグメント情報
20. 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細
21. 受託研究の明細
22. 共同研究の明細
23. 受託事業等の明細
24. 科学研究費助成事業等の明細
25. 上記以外の主な資産、負債の明細
26. 関連公益法人等に関する明細

Ⅳ 財務諸表の添付書類

1 決算報告書

決算報告書は、国立大学法人が年度計画の一項目として公表している予算の区分に従い作成し、予算計画と対比して執行状況を表すもので、現金主義で作成し、当該事業年度予算額と決算額の差異について説明しています。決算報告書は、財務諸表の概要を示すものではなく、割り当てられた予算に対する執行状況を報告するもので、予算の区分による管理を求められ作成するものであり、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。

区分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	備考
収入				
運営費交付金	予算計画に基づく運営費交付金の状況			
施設整備費補助金	予算計画に基づく施設設備の改修及び修繕に係る施設整備費補助金の状況			
補助金等収入	予算計画に基づく国又は関係機関から措置された補助金の状況			
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	予算計画に基づく施設整備補助金の補完として措置された交付金の状況			
自己収入				
授業料、入学料及び検定料収入	予算計画に基づく授業料、入学料、検定料の状況			
雑収入	予算計画に基づく学生宿舍料、体育施設賃付料、公開講座受講料の状況			
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	予算計画に基づく受託研究、共同研究、寄附金等の状況			
目的積立金取崩	予算計画に基づく当該中期目標期間に積立てた目的積立金の状況			
前中期目標期間繰越積立金取崩	予算計画に基づく前中期目標期間から繰越された目的積立金の状況			
支出				
業務費				
教育研究経費	予算計画に基づく教育研究等の予算の状況			
施設整備費	予算計画に基づき施設設備の改修及び修繕に係る予算の状況			
補助金等	予算計画に基づき国又は関係機関から措置された予算の状況			
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	予算計画に基づく受託研究、共同研究、寄附金等の予算の状況			
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	予算計画に基づく施設整備に要した予算の状況			
収入－支出				

2 事業報告書

事業報告書は、財務諸表などの数値的情報で表現しきれない国立大学法人の業務及び財務状況その他法人の状況に関する重要な事項について文章等によって概況等を示すものであり、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。

本学では、主に以下の項目について記載しています。

I 法人の長によるメッセージ

II 基本情報

1. 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等
2. 沿革
3. 設立根拠法
4. 主務大臣（主務省所管局課）
5. 組織図
6. 所在地
7. 資本金の額
8. 学生の状況
9. 教職員の状況
10. ガバナンスの状況
11. 役員等の状況

III 財務諸表の概要

1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の分析
2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等
3. 重要な施設等の整備等の状況
4. 予算と決算との対比

IV 事業に関する説明

1. 財源の状況
2. 事業の状況及び効果
3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
4. 社会及び環境への配慮等の状況
5. 内部統制の運用に関する情報
6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細
7. 翌事業年度に係る予算

V 参考情報

1. 財務諸表の科目の説明
2. その他公表資料等との関係の説明

V 会計監査人の監査報告書

国立大学法人は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受ける必要があります。

また、会計監査人は専門的な能力や実務面での蓄積を活用して、国立大学法人が作成した財務諸表等に対して意見を表明した監査報告書を作成し、学長及び監事に対して提出することとされており、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。

令和4事業年度における会計監査人の監査報告書を以下に示しています。

独立監査人の監査報告書				
令和5年6月15日				
国立大学法人鹿児島体育大学				
学 長 金 久 博 昭 殿				
有限責任監査法人 トーマツ				
福 岡 事 務 所				
指定有限責任社員	公認会計士	増	村	正 之
重 任 執 行 社 員				
指定有限責任社員	公認会計士	米	本	昌 弘
重 任 執 行 社 員				
<財務諸表監査>				
監査意見				
当監査法人は、国立大学法人第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島体育大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、当損計算書、経費発生勘定計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。				
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人鹿児島体育大学の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。				
監査意見の根拠				
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。国立大学法人等の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この監査には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をみたらず学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかった事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べたものではない。				
その他の記載内容				
その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。学長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。				
財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。				
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。				
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。				

財務諸表に対する学長及び監事の責任
学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。
財務諸表監査における会計監査人の責任
会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、重要性があると判断される。
会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 学長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに学長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となると十分に留意して計画し、監査を実施する。
会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制上の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び国立大学法人等の監査の基準を求められているその他の事項について報告を行う。
<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>
会計監査人の報告
当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島体育大学の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第19期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記録部分である。
当監査法人の報告は次のとおりである。
(1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
(2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人鹿児島体育大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
(3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
学長及び監事の責任
学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに学長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。
監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。
会計監査人の責任
会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。
利害関係
国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以下

Ⅵ 監事の監査報告書

財務諸表の文部科学大臣への提出に際しては、財務諸表と決算報告書に関する監事の意見を付す必要があります。

監事の職務及び権限は、国立大学法人の財務諸表等の監査を包含するものであり、会計監査人が会計の職業的専門家として監査を行うものであることを前提とし、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断したうえで、当該会計監査人の監査結果を利用し自らの意見を述べることができるとされており、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出する書類です。

令和4事業年度における監事の監査報告書を以下に示しています。

監査報告

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学の第19期事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会、教育研究評議会、学長選考・監事会議その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局その他の主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2 監査結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人鹿屋体育大学の業務の実施状況について、法令等に従っ

て適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（2）内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（3）役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については指摘すべき重大な事実はありません。

（4）事業報告書

事業報告書は、国立大学法人鹿屋体育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

（5）財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年6月15日

国立大学法人鹿屋体育大学長

金 久 博 昭 殿

国立大学法人鹿屋体育大学

監事 秋 元 幸 廣

監事 小 林 千 鶴